

公立大学法人横浜市立大学大学院生海外活動奨励金支給要綱

制 定 平成 17 年 4 月 1 日

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市立大学大学院の教育研究の質的向上を図ることを目的に、優秀な大学院生の短期海外活動（学会発表、共同研究その他の教育研究活動であって、海外への渡航期間もしくはオンラインによる海外教育研究活動が概ね 90 日以内のものをいう。以下同じ。等）に対する大学院生海外活動奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象等)

第 2 条 奨励金は、短期海外活動のための経費のうち次の経費に支給する。

- (1) 航空運賃
- (2) 燃油サーチャージ
- (3) 空港利用税その他航空機利用にかかる諸経費
- (4) 現地宿泊費（国内の利用を含まない）
- (5) 現地での旅費
- (6) 学会参加費

2 前項の渡航諸経費は、食費その他、個人の費用に充てることはできない。

3 奨励金の額は、別表に定める地域別奨励金支給額を上限として、予算の範囲内の額とする。

(募集)

第 3 条 奨励金支給対象者の募集は、グローバル教育推進委員会が別に定める「募集要項」により行う。

(応募)

第 4 条 応募することのできる学生は、本学大学院に在籍している学生で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 短期海外活動のために海外派遣を希望する者で、在籍する研究科長の推薦を受けた者。
- (2) 募集年度の 4 月 1 日時点で、39 歳以下であること。
- (3) 募集年度の 4 月 1 日時点で、給与等の収入が年額 240 万円以下（奨学金を除く）であること。

2 応募をする者は、次の各号の書類（以下「応募書類」という。）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 大学院生海外活動奨励金支給申請書（様式 1）
- (2) 学会発表の場合は、当該学会の概要及び発表内容並びに発表の承認関係書類等
- (3) 共同研究の場合は、研究計画及び渡航先の研究機関の概要並びに受入れ承認関係書類等
- (4) 日本学術振興会特別研究員に合格している者は、合格を示す書類

- (5) その他、前号に準ずる程度優秀であることを示す書類
- (6) 渡航諸経費の領収書又は見積書
- (7) 報告書（奨励金支給の申請をした活動の報告書等）
- (8) 往復搭乗券半券の写し

3 前項第2号及び第3号に関しては、渡航直前にならないと入手が困難な事前申請者に限り、奨励金請求の際まで、その提出期限を延長することができる。

（奨励金支給決定）

第5条 グローバル教育推進委員会委員長は、所属研究科から推薦を受けた者の中から、奨励金支給対象者として適当であると認められる者を理事長に報告する。

2 理事長は、前項により報告を受けた者の中から、予算の範囲内で奨励金支給対象者を決定する。

3 理事長は、応募者に対し、大学院生海外活動奨励金支給決定通知書（様式2-1）又は大学院生海外活動奨励金支給不承認通知書（様式2-2）により、奨励金支給の可否結果を通知する。

（請求）

第6条 奨励金の支給決定を受けた者は、指定された日までに奨励金請求書（様式4）により、奨励金を請求しなければならない。

2 事前申請者は請求にあたり次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式3）
- (2) 事前申請者で、第4条第2項第2号に定める書類の内容が更新された場合又は新たに入手ができた場合は、その関係書類

（奨励金の返還）

第7条 次の各号に該当する場合、奨励金を受けた者は、奨励金の一部又は全額を返還しなければならない。

- (1) 様式3の誓約書に反したと認められる場合
- (2) 支給決定通知書で定められた目的で渡航しなかった場合
- (3) 奨励金に余剰が生じた場合
- (4) 帰国後、正当な理由なく指定された期限内に報告書等を提出しなかった場合

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条）

対象地域等	奨励金支給限度額
ヨーロッパ、中南米、中近東及びアフリカ地域	1 1 2 , 5 0 0 円
北米東海岸及び南部	9 0 , 0 0 0 円
北米西海岸（ハワイ含む）	6 7 , 5 0 0 円
オセアニア	7 5 , 0 0 0 円
アジア（台湾・韓国を除く）	6 0 , 0 0 0 円
台湾・韓国	3 0 , 0 0 0 円
オンラインによる海外教育研究活動	2 0 , 0 0 0 円